

「新型コロナウイルス感染症対策休業等支援金」実施概要

支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休業もしくは営業時間短縮に協力いただける事業者に対し、休業支援金を支給します。

■支給額

10万円

対象要件

■令和2年5月2日から6日までのゴールデンウィーク期間中の5日間、次の対象施設において、休業、もしくは営業時間短縮を行う事業者が対象となります。

○営業時間短縮とは、飲食店等の食事提供施設における夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。

○福岡県が休業要請・協力依頼をした市内の施設に加え、3密となり得る施設を幅広く対象とします。

【支援金事業対象施設(令和2年4月1日時点で営業許可等を得ている施設に限る)】

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等
学習塾等	自動車教習所、学習塾等
運動施設、遊戯施設	スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店などの遊技場
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗
その他	飲食店(居酒屋、スナックを含む)、料理店、喫茶店等、ホテルもしくは旅館、理美容

※上記以外でも、対面で販売を行っている常設の店舗等、3密となり得る施設であれば対象とします。

- ・市内の施設(店舗)が対象となります。この場合、市外にお住いの事業者も対象となります。
- ・令和2年4月1日以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。
- ・床面積に関わらず、休業や営業時間短縮を行った場合は支給対象となります。

申請手続

■申請受付期間

令和2年5月1日(金)～5月末日(消印有効)

■申請方法

郵送または持参

■申請先

〒835-8601 みやま市瀬高町小川 5 番地(本庁西館4F会議室) みやま市役所商工観光課

■申請に必要な書類

①支援金申請書

・申請書はホームページよりダウンロードするか、窓口(みやま市役所商工観光課、みやま市商工会)で入手してください。

②営業実態が確認できる書類

(例)確定申告書の写しのほか、各種法規に基づく営業許可証の写し、直近の帳簿等

③休業等の状況が確認できる書類

(例)休業等期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写しなど

④振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し

支援金の支給

みやま市での審査を経て支給の決定を行います。決定後は、交付決定兼払込通知書を送付いたします。

■支払方法

口座振込

■支払時期

5月15日から開始予定

その他

・「新型コロナウイルス感染症対策休業等支援金」と「新型コロナウイルス感染症持続化給付加算金」は、重複受給できません

■問い合わせ

みやま市役所商工観光課(本庁西館4F会議室)
(〒835-8601 みやま市瀬高町小川 5 番地)
電話番号:0944-88-8956
ファクス番号:0944-64-1546
Email:shoukou@city.miyama.lg.jp